

◎新潟県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間  
村上市新屋字新田2455番3から同市中新保字新田777番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年2月9日